

令和3年度第4回

立川市国民健康保険運営協議会議事録

令和3年11月24日（水）

立川市福祉保健部保険年金課

令和3年度第4回立川市国民健康保険運営協議会会議録

日 時 令和3年11月24日(水) 午後1時30分～午後3時00分

場 所 立川市役所本庁舎 101会議室

出席委員 被保険者代表(5名)

桑原 孝 田尻 隆子 中島 恵美 長谷川 佳代子
山田 廣幸

保険医及び保険薬剤師代表(5名)

五十嵐 弥生 多森 芳樹 平田 俊吉 森谷 健一
嵐 沙誉子

公益代表(5名)

江口 元気 大石 ふみお 若木 早苗 黒川 重夫 坂本 鉄
也

被用者保険等保険者代表(1名)

澤口 賢一

出席説明員	副市長	田中 良明
	保健医療担当部長	吉田 正子
	保険年金課長	森田 雅代
	健康づくり担当課長	田村 信行
	財政課長	佐藤 岳之
	保険年金課業務係長	横田 昌彦
	保険年金課医療給付係長	仁尾 弘一
	保険年金課賦課係長	高橋 定洋
書 記	保険年金課業務係	横小路 優香

次 第

- 1 立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について（諮問）
- 2 その他

資 料

【事前送付資料】

- 資料 1 国民健康保険財政健全化計画期間延長案
- 資料 2 保険料（税）の沿革

【当日配布資料】

- 資料 3 令和 4 年度国民健康保険料の試算結果（東京都仮係数算定値対応版）
- 資料 4 令和 4 年度国民健康保険料の試算結果 ケース I～ケースIVの説明

令和3年度第4回立川市国民健康保険運営協議会

令和3年11月24日

【保険年金課長】 定刻となったので、国民健康保険運営協議会を始める。

【会長】 これより令和3年度第4回立川市国民健康保険運営協議会を始める。会議の成立要件の確認について事務局より説明をお願いします。

【業務係長】 (会議成立の確認)

【会長】 会議録署名委員の選任を行う。

(会議録署名委員の指名)

次に、事務局より資料の確認をお願いします。

【業務係長】 (資料を確認)

【会長】 立川市国民健康保険の財政健全化計画及び保険料について、市長から諮問を行う。

【市長】 国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤となる制度として、地域住民の医療の確保、健康の保持増進に大きな役割を果たしてきた。平成30年度に都道府県単位化が行われ、被保険者の皆様の御理解を賜り、順調に事業運営を行ってきたが、昨年より猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の影響により、国保加入者を取り巻く環境は大変厳しい状況となっている。本日は、令和4年度の保険料について御意見を頂戴したい。

(諮問文読み上げ)

【会長】 市長は、他の公務があるのでここで退席する。

(市長退席)

【会長】 答申については、令和4年1月17日に行うので、皆様の協力をお願いしたい。諮問の写しを配布する。

(各委員へ諮問文の写しを配付)

【会長】 それでは、財政健全化計画及び保険料について、事務局より説明をお願いする。

【保険年金課長】 令和4年度の保険料率等については、国から12月下旬に令和4年度予算に係る本係数が発出される予定。その数字を基に東京都で再度算定を行い、1月上旬には標準保険料率等が各市区町村に提示される予定である。そこから本市において計算を再度行い、最終的な数字は1月17日の運営協議会で示す。

それらを踏まえて、本日御意見をいただきたい。

まず、保険料率について。昨年度のコロナ禍を受け、本市では令和2年度、3年度の保険料率等を31年度水準に据え置いた。そのような中、令和2年度においては、955件の新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免の申請承認がされている。これは八王子市に続き2番目の承認数である。3年度においても、10月末現在261件の申請が承認されている。新規感染者数は減り、緊急事態宣言は解除されているが、市中の経済等をどのように見たらよいのか、どのように保険料に関して進めて行くことがよいのか、まだまだ厳しいものがあるのではないかと感じている。

2点目。令和2年度において、国が賦課限度額を99万円に引き上げたが、本市においては31年度の96万円のままとしているため、現在政令との乖離が3万円生じている。令和3年度においては、限度額3万円の引き上げを行い、102万円となる予定となっている。この6万円の乖離について令和4年度以降どのように設定、解消していくことが望ましいのかについても御審議いただきたい。

また、昨年度保険料等の据置きを決めたときに、併せて見直しをしていただいた財政健全化計画については、計画期間を2年延長した変更計画書を、都を通じ国に提出したが、

赤字削減の目標額については、保険料の未収部分も含めた法定外繰入額の全額の設定とすべきとの指導を受け、再度、計画の修正が必要となっている。

本市としては、保険料が急激に値上がりしたりすることがないように、健全化については計画的に進めていきたいと考えているが、あわせて、保険料の決定等については、市民の皆様の過度の負担とならないよう、委員の皆様のお意見を伺いし、経済状況等も踏まえ適宜判断したいと考えている。

資料の見方等を業務係長より説明する。

【業務係長】 資料1について。これは財政健全化計画の期間延長案である。財政健全化計画は、昨年度、期間を2年間延長する変更を行ったところだが、このたび、国の指導により健全化の目標額について修正が必要となった。

立川市は、平成30年度に保険料未済部分を除いた賦課不足額を目標額として財政健全化計画を策定し、その計画が達成された後に、保険料未済部分の賦課不足額を解消する新たな計画を策定する予定であったため、財政健全化全体としての赤字解消年度は未定という形になっていた。今般、国より、計画の策定に当たっては、赤字解消年度を明記すること、また、その際には、保険料未済部分を含めた金額で赤字解消の目標額とすることとの指導があった。

そのため、立川市で当初、健全化計画の目標額としていた4億1,918万6,000円、これは、平成30年度の予算ベースの法定外繰入額から収入未済額を除いた金額だが、これから令和2年度の収入未済額を含めた法定外繰入額の決算額である5億8,101万2,000円に計画の目標額を修正することとした。

また、目標額を修正することに伴い、1年当たりの削減額を無理のないものとするため、今回、計画完了年度を変えた幾つかのパターンを示す。

表の一番上、(1)の表は、平成30年度答申時の当初の財政健全化計画である。

次に(2)は、昨年度、令和2年度答申時に変更した計画である。

次の(3)以降が今後の修正案である。(3)は、計画期間を変えずに、削減の目標額のみを変えた表となる。期間がそのままのため、令和4年度以降の1年当たりの削減額が、8,226万3,000円と高額になっている。

次の(4)は、令和4年度の保険料を据置きとし、計画期間を1年延長した場合。令和4年度の削減目標額はゼロ円だが、令和5年度以降の1年当たりの削減額は、(3)と同様、

8,226万3,000円となる。

次の（５）は、令和４年度の保険料を据置きとし、計画期間を３年延長した場合。令和４年度の削減目標額は、（４）と同じくゼロ円になるが、令和５年度以降の１年当たりの削減額は、5,484万2,000円となる。

次の（６）は、令和４年度の保険料を据置きとし、計画期間を４年延長した場合。この場合は、令和５年度以降の１年当たりの削減額は、4,700万8,000円となる。

最後に（７）は、令和４年度の保険料を据置きとし、計画期間を５年延長した場合。この場合は、令和５年度以降の１年当たりの削減額は、4,113万2,000円となり、計画完了年度は令和１２年度となる。

次に、資料２について。資料２は、立川市における保険料の改定の沿革となる。表面が医療給付費分、裏側が後期高齢者支援金分と介護納付金分である。

平成３１年度にそれぞれの区分において所得割、均等割額を引き上げて以降、令和２年度、令和３年度は引き上げを行わず、保険料は据置きとなっている。

また、保険料の上限となる賦課限度額については、表の一番右側の列が地方税法上の国が定めている課税限度額となっておりまして、その１つ左側の列が立川市の賦課限度額となっているが、医療、後期、介護を合わせて、令和３年度までで合計３万円の差、令和４年度の国の予定を含めると、立川市とは６万円の差である。

次に、資料３について。資料３は、今月、東京都から提示された保険料率算定に係る仮係数と、立川市の保険年金課で独自に試算した数値に基づき算定した保険料及び賦課必要額を、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の３つの区分で、ケースⅠからⅣの４パターンを示す。

ケースⅠからⅣのそれぞれについて賦課した場合の所得割、均等割、賦課限度額等の試算結果を現行料率等との比較で記載している。

あわせて、資料４にてケースⅠからⅣの説明を記載する。

ケースⅠは、法定外繰入をしなくても国民健康保険事業が赤字にならないような額、国等に求められている財政健全化の最終的な目標となる額である。ケースⅡは、収納率が１００％であれば、法定外繰入がなくても、東京都に収める国民健康保険事業費納付金が賄える額である。ケースⅢは、立川市で独自に算定した賦課必要額に、ケースⅡから算出した１人当たりの保険料の対前年度の伸び率を掛けて算定した額となる。ケースⅣは、ケースⅢに対応した上で、財政健全化計画に基づきケースⅡとケースⅢの差額の４分の１を解

消するために必要な額で、保険料率等を改定する場合の提案の元となる額である。

今回、示した試算については、国及び東京都より、今月示されました仮係数に基づいて算定しているが、今回示された係数は、例年に比べてかなり高めに設定されており、試算結果も大きなものとなっている。

この点については、本日、机上配布した参考資料で説明したい。

この資料は、保険料算定の基となる国民健康保険事業費納付金と被保険者数について、国保の都道府県単位化が図られた平成30年度以降の立川市の推移について表したグラフになる。

国保の被保険者数については、平成30年度以降、一貫して減少し、令和4年度の仮係数においても、前年度比で97.8%と2.2%ほど減少。一方、国民健康保険事業費納付金については、令和3年度の確定係数に比べ106.5%と6.5%の増となる。

これは、東京都の試算において、令和4年度の1人当たりの診療費が、前年度に比べ東京都全体で2.76%増と大幅に伸びた推計となっていること、また、令和2年度の決算において発生した剰余金を、令和4年度の納付金の減算に用いていないことなどが理由としてあげられる。

しかし、今回のこの納付金の増額を、国保加入者の保険料の負担や、市の財源にそのまま転嫁することには、立川市をはじめ都内の各市町村が異を唱えており、今後、算定の見直し及び都独自の支援等を求めていく。

以上の理由により、今回、示した試算結果については、また、12月末に国より示される確定係数によって、数値は変わってくるかと思うが、現段階では参考値として見ていただきたい。

【会長】 まず、事務局よりただいま説明を受けた資料等についての質疑応答を行い、次に、事項に対する審議を行いたいと思うが、このような進め方でいいか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、資料及びただいまの説明に質問はあるか。

【A委員】 計画期間の延長の幅を変えることによって4パターン提示していただいた。

1年ごとに被保険者1人当たりの増について金額が示されているが、今までの激変緩和において最大で幾ら1人当たり増えたことがあるのか、その辺り数字を持っていたらお示しいただきたい。

【業務係長】 過去の健全化に基づいて1人当たり増えた金額については、手元に資料がない。次回までに用意する。

【B委員】 個人事業主の方などが加入者に多いという中で、コロナ禍で職を失ったりして国保へ移ってきた方も結構いるのではないか。そうした保険の異動理由というのは捉えているのか。また、市のほうで、暮らし、経済の状況をどういうふうに捉えているのか。

財政健全化計画の期間延長案について。これは（4）からは、来年度は値上げをせず、再来年度以降は4年から8年の間で賦課不足額をなくしていこうという計画案になっていると思うが、どういう計画なのか認識を伺いたい。

景気がなかなか大変な中で、景気が回復していかない、来年になっても難しいとか、再来年になっても難しいとか、そういう場合の想定というのは考えられなかったのか。そういう場合の想定というのをどのように考えているのかというところを伺いたい。

【会長】 まず、1点目。現下の状況の中で、社保、組合健保等から国保へ加入した方々の状況、数字について。

【B委員】 数字があれば知りたい。

【保険年金課長】 社保離脱だけではないが、厚生年金への切替えの方も中にはいて、平均すると出たり入ったり多少差はあるが、同じぐらい。ただ、全体的に国保の人数は減っているというところ。

収入所得の、所得階層の世帯別だが、所得が少ない層の28万5,000円以下という方は増えていて、全体的に1,000万以上の方も減っている。ただし書き所得で見た高所得階層も減ってきていて、全体的にも下に降りているというような形。

財政健全化の延長について。令和4年は7種類の形で出したのは、これは考えていただく資料として出しているのだから、必ずこうなるよという意味ではなくて、そこら辺も含めて、

今回、御意見、御審議いただきたい。何も無いのでは考え方もないので、示しているというもの。

経済は、この8月はとてもすごいコロナの感染者数だったが、落ち着いてきていて、徐々によくなってくるのかなとは思っているが、どれほど立ち止まるのか、どれほど頑張る力を市民の方に蓄えていただくのか、後押しができる状況なのか、それともお願いする状況なのか、その辺も併せてお考えいただきたい。

【C委員】 資料の1について、見方をもう一回教えていただきたい。試算はあくまでも予定だが、2年次、3年次で、例えば平成31年、2年次は、法定外繰入の削減予定額が1億9,232万5,000円、それから令和2年度が5,963万6,000円、これを引いたというか、すると4年次が0千円で、令和3年が、2億5,100万円となっているが、2年次、3年次の平成31年、令和2年度のここに載っている削減予定額というのは、例えば、確定額なのか、予測値なのか、仮に置いている数値なのかどうか。つまり何を聞きたいかという、この表の中で1年ごとに1人当たりの負担増というのを見ていったとき、既に5億8,100万から引いているので、それが既に確定した数字なのか、ここ自身も変わっていくのか。変わってくるとしたら、負担額というのは変わってくるので、負担水準を見るときに、どうなのかという単純な質問なんです。

【業務係長】 表中に予定額という欄がありましたのでそのように疑問に持たれたかと思うが平成31年度と令和2年度については、実績額として示した。令和4年度以降が予定額となっている。

【C委員】 仮に令和2年度というのは、保険料を改定していないが、改定していなくても、つまり保険料の改定という措置がなくても、法定外繰入の削減額が出ているというのは、歳入と歳出の差というか、保険給付が例えば少なくてとか、そういった事情で出てきているものなのか。

【業務係長】 平成31年度に大きな削減額となっているのは、平成30年度に、国民健康保険の都道府県単位化という大きな制度改正があり、その影響である。

【会長】 令和2年度は保険料の改定がなかったが、5,900万余の削減額が出ているのはなぜかという質問。

【業務係長】 令和2年度の部分については、予算値よりも決算として収入増があった関係で、法定外の繰入額が多めに削減しているという形だった。

【C委員】 当然のことながら、給付費が多くなって被保険者数が減る等の要因による、プラスマイナスの差で、もちろん変動するというのは理解しているが、今後見ていくときに、そういった5,900万というのが、単発で単独で臨時的に出たものなのか、例えば定性的にというか、出ていくようなものなのか。今後、例えば計画年度を見ていくときに捉まえるものなのか。これは単年度ベースで5,900万出たと理解すればいいですか。

【業務係長】 結局、法定外繰入額というのは、国民健康保険のほうで保険料の歳入ですとか、保険給付費の歳出とか、歳入歳出の差引きで、足りない部分を一般会計から繰り入れている額。なので、単年で例えば保険料の引上げがなくても保険料の収入増等があったり、あとは国からの補助金等、そういった関係で、結果として昨年度よりも多く削減ができたとか、そういったことがある。令和2年度についてはそのような理由で、おしなべて令和4年度以降の金額よりも多く繰入額が削減できたという形だが、来年度以降も、そのところについては、個々のそれぞれの理由で、結果、もしかしたら目標額を超える削減ができる可能性もあるということはあるかと思う。

【会長】 毎年定性的に発生し得る要因で、令和2年度は減ったわけではなく、毎年度のあくまで実績ベースで数字を、最終的に決算ベースで見ないとそれは出てこないというふうな説明であったと思う。よろしいか。

【C委員】 これから見ていくときに、5億8,100万円ベースの中で、今後の将来債務として見たときに、この表上はでは多分3億2,900万になる。その中でも、単年度で見たら6,000万ほど出ているので、仮に単年度でテンポラリーな収入増だとしても、結構大事なお金である。そうすると、今後の将来計画なんかに影響を与えるものなのかどうかという視点でお聞きさせていただいた。

【会長】 資料についての質問は以上とし、各委員より、財政健全化計画、並びに保険料率等の改定について、御意見をいただきたい。

【A委員】 まず、市のスタンスというところからお話ししたいと思うが、私どもとしては、平時と非常時というのはきっちり分けるべきだということで申し上げたい。

平時であれば、当然この財政健全化計画というのののっとなって、しっかり計画を踏んでいくというのが筋だと思うが、一昨年から新型コロナウイルスの感染症が始まって、ずっと非常時という状況が続いている。そういった上で、そこに関しては、市民の生活が本当に苦しいというところを考えると、据え置くべき。

それを踏まえた上で、まず来年、令和4年度をどうするかというところだが、私としては据え置くべきだと考えている。理由としては、国が経済対策をしているという次元であり、ここの流れを保険料によって止めるというのはいかななものかと思う。自営業を中心に、そういった皆様も含めて加入されている保険というところもしっかりと考慮した上で、来年度に関してはそういった流れにするべき。

2点目、コロナが落ち着いて、経済対策等をしなくてもいいような次元になるのであれば、上げていくのが筋。なるべく、計画期間に関しても合わせていくというところがいいのかなと思うが、ただ、計画期間については、先ほど最大でどれぐらいの上げ幅があったのかという質問をしたが、どこまで市民の皆様が許容できる範囲なのかというところも含めて考えなければいけない。

来年の今頃の状況はどうなっているかというのは、やっぱり来年になってみないと分からないというのが現状。これは、この協議会の皆様の負担が大きくなるということも考えなければいけない。一年一年やっぱり考えていくべきだろうと思う。正直、来年の今の状況、第6波が来るか来ないかも含めて予想できない。それによって、市の経済状況がどうなっているのかということも、それもまた予想できない状況なので、今年一度据置きをして、もう一回、来年の今ぐらいのタイミングで再度協議するというのが、多分正解に近いのかなと思う。

それに伴って、賦課限度額も、今回非常時ということもあって、先ほど保険料に倣って据置きということが妥当だろう。上げるタイミングについても経済状況を見ながら、というところがいいのではないかなと思う。

【B委員】 国民健康保険料については、令和2年度、3年度と値上げをしなかった。それでも立川市の保険料は、多摩地域で3番目に高い保険料になっている。事業者さんや、割と今、小規模の事業者さんが大変困難な状況で、暮らしが追い込まれているということをこれまでも聞いてきている。やはり、値上げは来年せずに、値下げこそ必要。

財政健全化計画については、私の意見としては、財政健全化といって市民の負担増になるということは反対である。景気動向や市民の暮らし向きがやはり回復していかない限り、値上げという負担増を行っていくようなことはやめるべきだと思う。

【会長】 私のほうから事務局のほうに確認したい。今、委員より財政健全化計画の期間については、来年の状況がどうなるか分からないので、期間は今はっきりと決められないと。だから、もう一年様子を見て、それで最終的に期間を定めたらよいのではないかなという趣旨の意見だったと理解しているが、そうなった場合、東京都なり国に、財政健全化計画の変更計画を提出するという期限があるかと思うが、それについてはいかがか。

【業務係長】 先ほど資料1のところでも若干説明しましたが、今回、財政健全化計画の期間延長案を示したのは、まず、1つ目は、当初の目標額である4億1,900万から、令和2年度の決算ベースである5億8,101万2,000円に変更したいということであった。

その理由として、立川市の当初の計画については、保険料の未済部分を含めず、含めない部分の計画を終えた後に、再度その部分について考えていくということだった。そのような形で東京都及び国のほうに提出していたが、今般国のほうから、立川市においては、全体的な完済の期間、最終的な赤字の完済の目標年度が定められていないという国の判断で、まずは保険料の未済部分も含めてしっかり目標額を定めよということだったので、目標額の5億8,101万2,000円については、今年度の運営協議会のほうで皆様の御議論をいただいて、御了解いただければそのような形で、金額を差し控えたいと思う。

それで、返済年度、何年で返済していくかということところだが、今、委員がおっしゃったとおり、今年度の段階で期間を延長するという案もあるかと思うが、今年度については目標額のみをしっかり定めて、また来年度、もしかしたら翌年度以降、毎年度になるかもし

れないが、そういった中で、その都度都度、そのときの経済状況を見定めた上で、返済年度をフレキシブルに変えていくと、そのようなこともできるかと思っている。

【会長】 ただいまの事務局の補足説明を踏まえて、さらに御意見があるか。

【D委員】 本当に将来のことが今全然分からない状況だと思うが、医療費に関して、やっぱり、コロナの部分については国保のほうで負担しないわけですから、医療費は見るとちょっと下がっている。この状況がいつまで続くか分からないし、コロナが終息したところで、どんと上がるかどうかでちょっと分からないので、やっぱりそれも含めて見てから延長計画等は決めていってもいいのではと思う。医療費自身がこのまま落ち着いてどうか、やっぱり医療控えとかあるのかもしれないが、数字として下がり、次回2.76%増の予想が入っていますけど、本当にこうなるのかなというのは分からない状況だし、それを見てからの状況で考えていく。延長案に対しては、なるべく長くしておいて、後からうまくいきそうだったらどんどん短くするとか、そういうことでもいいのではないかと思う。

【会長】 ここまで頂戴した意見を私が総括するわけにはいかないが、聞いたところでは、まず1点目、来年度令和4年度の保険料率については、引き上げるのはかなり難しいのではないか。もちろんコロナがどうなるかというのはまだ分からない。その影響で経済状況、立川市民の生活状況がどうなるかというのはまだ全く分からない状況の中で、1つは保険料率、来年、あるいは均等割額を引き上げるのは難しいのではないかというのが、皆様の御意見かと思う。

もう1点は、財政健全化計画、目標額そのものは国の指示があって、収入未済額含めた5億8,100万余にせざるを得ないということではあるが、期間についても、今現在定めるのは非常に難しいと。だから、目標額は引き上げるけれども、期間については、言わばペンディングのような状態にして、来年度もう一度、状況を見極めた上でこの場で議論していただくというのが、今日ご意見をいただいた皆様のお考えかなと思うが、いかがか。

次回12月には、もう一度、今度、東京都に払う保険料の納付額、納付金の金額がどれぐらいかというのが、それに基づいて保険料をどうするかというのが出てくると思うので、据置きありきということではなくて、もう一度その数字を見ていただいて、来年度の保険料

についての御判断は、12月に最終的に皆様から御意見を頂戴したいと思うが、いかがか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 事務局、そういうことでよろしいか。

【保険年金課長】 ありがとうございます。

【会長】 最後に、その他として事務局から何かあるか。

【保険年金課長】 第5回運営協議会の日程につきましては、12月22日水曜日、場所は101会議室で開催を予定している。開催通知は後日郵送する。その後第6回は、令和4年1月17日月曜日の開催を予定している。

【会長】 本日予定された議題は以上なので、本日の国民健康保険運営協議会を終了する。

—— 了 ——